

藤沢市建物緑化助成金交付要綱

制定	平成20年	4月1日
改正	平成21年	4月1日
改正	平成21年10月1日	
改正	平成23年	4月1日
改正	平成28年	4月1日
改正	令和4年	4月1日

(趣旨)

この要綱は、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、建築物の屋上、壁面、バルコニー又はベランダの全部又は一部に緑化区画を設け、樹木、草花等を植栽し緑化する事業に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、建物緑化とは、建築物上を緑化することをいい、次の各号に掲げる緑化によって行う。

(1) 屋上緑化とは、日常的に維持管理することのできる建築物の屋上（屋根や庇のないバルコニー等を含む）等を樹木、芝、多年草等で緑化することをいう。

(2) 壁面緑化とは、建築物の外壁部分に支持補助資材等を利用して多年生ツル植物等で緑化することをいう。

(3) 緑のカーテンとは、建築物の外壁部分にネット等を利用して一年生ツル植物で緑化することをいう。

(助成の対象となる建築物)

第3条 この要綱に基づく助成は、藤沢市内の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物。建築中及び建築予定のものを含む。）において実施される建物緑化事業に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物等に対して行う建物緑化事業は、助成の対象としない。

- (1) 建築基準法等の法令に違反する建築物
- (2) 国又は地方公共団体等の建築物
- (3) 国又は地方公共団体等から、類似している補助金又は助成金を受けている建築物
- (4) 分譲又は売買等を目的とした建築物
- (5) 住宅展示場等もっぱら居住若しくは事務所、営業所等で使用する建築物でなく営業を目的とした建築物
- (6) 助成金交付の申請時に市税等を滞納している申請者が所有する建築物（市長が特別な事情があると認める場合を除く。）

(助成の対象となる工種、面積及び金額等)

第4条 助成の対象となる工種、面積及び助成金額等は、別表のとおりとする。この場合において助成の対象となる面積は、法令、神奈川県条例又はこの市の条例等により緑化す

べきものとされる面積を超える部分とする。ただし、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成21年藤沢市条例第6号）第26条及び第29条に規定する場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、屋上緑化及び壁面緑化の方式が、プランターの設置等容易に除去又は移動が可能なものである場合は、助成の対象としない。

3 助成の対象となる工事は、助成金交付決定後、当該年度内に工事の完了が可能なものとする。

（緑化方法）

第5条 植栽本数は、1平方メートルにつき、次に掲げる内容を原則とする。ただし、第1号から第3号については、収穫を目的とするものは含まない。

（1）屋上緑化（バルコニーの緑化を含みベランダの緑化を含まない。以下同じ。）を樹木で行う場合 高さ1メートル以上3メートル未満の樹木0.5本以上及び1メートル未満の樹木2.5本以上

（2）屋上緑化を草類で行う場合 張り芝（目地幅4cm以内）、地被類44株以上又は芝・地被類以外32株以上

（3）壁面緑化（ベランダの緑化を含まない）の場合 ツル性植物（多年草に限る）3株以上

（4）緑のカーテンの場合 ツル性植物（一年草）3株以上

（助成金の申請）

第6条 規則第3条の規定による申請は、建物緑化助成金交付申請書（様式第1号）、建物緑化計画説明書（別記様式）により、行うものとする。

2 前項の建物緑化計画説明書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）案内図、位置図

（2）助成対象事業着手前の写真

（3）緑化計画平面図・断面図

（4）緑化工事見積書及び内訳明細書の写

（5）建物の所有者がわかる書類

（6）緑化面積求積図

（7）その他必要書類（手続代行者選任届（様式第5号）等）

3 申請者は、助成金の交付の申請をするに当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請する。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 申請者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式8号）を速やかに提出しなければならない。

5 第1項、第2項及び第4項の書類等の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(完了届及び事業実績報告書)

第7条 規則第5条に規定する事業完了届は、次に掲げる書類を添付し、完成の日から30日以内に提出するものとする。

- (1) 建物緑化助成金交付事業完了報告書・完了検査願 (様式第3号)
 - (2) 案内図、位置図
 - (3) 助成対象事業完了後の写真
 - (4) 緑化完成平面図 (竣工図) ・断面図
 - (5) 緑化工事に係る収支精算書、内訳明細書及び領収書の写
 - (6) その他必要書類
- 2 第1項の事業完了届及び書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
- 3 規則第8条に規定する事業実績報告書は、第1項の事業完了届に兼ねるものとする。

(助成金の額の確定)

第8条 前条の規定による届出があったときは、建物緑化助成金交付事業完了報告書・完了検査願 (様式第3号) に基づき検査 (屋上緑化及び壁面緑化については、現地検査を含む。) を実施し、事業が完了したと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、藤沢市建物緑化助成金交付確定通知書 (様式第4号) により通知するものとする。

2 前項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書 (様式第7号) を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 規則第10条に規定する助成金の返還を実施するときは、藤沢市建物緑化助成金返還命令書 (様式第6号) により通知するものとする。

2 第6条第4項に規定する消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(緑化施設の維持)

第11条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後も、5年以上適切な維持管理を行わなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係） 助成の対象工種及び面積、助成金額

種別	屋上緑化 (バルコニー含む)		壁面緑化		緑のカーテン
	個人居住用	事業用等	個人居住用	事業用等	
対象工種	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽基盤の整備に要した経費（耐根シート、灌水、排水、客土等） ・植栽経費 		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽基盤の整備に要した経費（植栽柵、植栽帯、客土等） ・植栽の誘引資材（トレリス、ワイヤー、固定金具等） ・植栽経費 		<ul style="list-style-type: none"> ・プランター ・用土・野菜及び草花の苗又は種子 ・市販ネット ・園芸用支柱 ・ネット固定用資材 ・植栽経費
助成対象面積	3㎡以上	10㎡以上	壁面幅3m以上かつ緑化面積5㎡以上	壁面幅5m以上かつ緑化面積10㎡以上	壁面幅1.8m以上かつ高さ1.8m以上
基準単位	屋上緑化部分の面積(㎡)	同左	壁面緑化部分の面積(㎡) ※1	同左	カーテン緑化部分幅及び高さ
助成金額	工事費の1/2に相当する金額	同左	工事費の1/2に相当する金額	同左	工事費の1/2に相当する金額
助成限度額	200,000円	1,000,000円	100,000円	500,000円	100,000円
その他			<ul style="list-style-type: none"> ・多年草による壁面緑化 		<ul style="list-style-type: none"> ・一年草による壁面緑化（例 ゴーヤ、ヘチマ、キュウリ、セイヨウアサガオ等）

※1

- ① ツル性植物を誘引する補助器具等を使用した場合は、補助器具等の面積
- ② 補助器具などを使用しない場合は、植栽基盤の延長にツル性植物などの植え付け時の高さ（1m未満の場合は1m）を乗じた面積
- ③ 円柱形状樹を建築物の壁面に沿って植栽した場合は、樹木1本当たりの葉張り（樹木の壁面に平行で水平な最大幅をいう。）を1mとみなして、樹高を乗じた面積

別記様式(第6条関係)

建 物 緑 化 計 画 説 明 書

計 画 場 所	藤沢市		
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
建 築 物 所 有 者 等	住 所		
	氏 名	ビル名	
申 請 人 連 絡 先 電 話 番 号 等			
敷 地 面 積	<input type="checkbox"/> 500㎡未満	<input type="checkbox"/> 500㎡以上1,000㎡未満	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上

助 成 基 準 工 種	数 量	備 考
屋上緑化(バルコニーの緑化を含みベランダの緑化を含まない)	㎡	
壁面緑化(壁面被覆面積)(ベランダの緑化を含まない)	㎡	
緑のカーテン	㎡	
合 計	㎡	
屋上(壁面)緑化面積(A)		㎡
屋上(壁面)緑化可能面積(B)	㎡	緑化率(A/B)
		%

添付書類 案内図、位置図、助成対象事業着手前の写真、緑化計画平面図・断面図

緑化工事見積書及び内訳明細書の写

建物の所有者がわかる書類(一部は写で可)

緑化面積求積図

その他該当する場合: 手続代行者選任届(第5号様式)

緑化協定時は既存緑化図